

株式会社東商セントラル
一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい雇用環境の整備を行う事によって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年7月1日から令和12年6月30日までの5年間

2. 目標

＜次世代育成支援対策推進法＞

目標1

育児休業終了後の復職時における職場環境の整備を行う。

～対策～令和7年7月以降

復職後復職者が就業に慣れるまでは、育児期間中の代替要員と2人体制とする。

育児休業取得後復職しやすい環境として、育児休業取得中に正社員を代替要員として雇用するのではなく、期間を定めた派遣等を代替要員とする。

目標2

女性の育児休業取得率100%、男性の育児休業取得1名以上

～対策～令和7年7月以降

女性については、代替要員の準備と業務分担により育児休暇を取りやすい環境を維持する。男性については出生時育児休業の制度の周知と理解を得る。

目標3

フルタイム労働者の年間平均の時間外・休日労働時間を月14時間以下とする

～対策～令和7年7月以降

適正な人員配置と業務分担の見直しを行う。一時的な人員不足に対しては派遣労働者を活用する。

＜女性活躍推進法＞

目標4 （従来男性従業員のための職場への女性労働者の積極的な採用）

運輸部ドライバーの女性乗務員を採用し、4名以上とする。

～実施時期・取組内容～

- 令和2年7月～ 女性の応募に対し積極的に採用を行う。

＜次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法＞

目標5 （年次有給休暇の取得の促進）

有給取得率の平均を70%以上とする。

～実施時期・取組内容～

- 令和6年4月～ 年間年休取得率（取得日数／付与日数）の状況を確認。
- 令和7年4月～ 年休取得率を部門長に連絡し意識づけと計画的な年休取得を促す。